

平成31・令和元年度 市政懇談会

市が行う政策や事業に対し、市民の皆さんからご意見を伺う市政懇談会を4月22日から5月23日までの間、市内7会場で開催し、各自自治振興区の役員をはじめ、延べ333人の皆さんに参加をいただきました。

今回は、「平成30年7月豪雨の状況と今後の対応について」をテーマに懇談・意見交換を行いました。参加者の皆さんには熱心かつ貴重なご意見をいただきありがとうございました。皆さんから寄せられた提案や意見について検討を進め、今後、災害に強いまちづくりを生かしていきます。市政懇談会でいただいた意見の一部を抜粋してお知らせします。

平成30年7月豪雨の被災状況および復旧工事の進め方

河川に吊り橋があったが、7月豪雨で流されてしまった。その残骸がいつまでも残っている。早期に撤去を考えていただきたい。

対象の吊り橋の撤去について、河川管理者である県に要望しており、県で対応していただくようお願いをしています。



避難情報の発令

早めの避難行動を促すため、県の防災計画の見直しなどにあわせて、避難情報の発令基準を引き下げることについて説明を行いました。

避難情報が頻繁に発令されると、避難行動につながらなくなるのではないかと、避難情報が発令されると「慣れ」が生じる懸念もありますが、命を守る行動を呼びかけるものであり、安全・確実な避難行動をお願いします。

「雨も降っていないのになぜ警報が発表され、避難をしななければならないのか」との意見がよく出る。エリアを絞って避難情報が出せないのか。

大雨警報は市町単位に発表され、告知端末で強制的に流れる仕組みとなっています。避難情報については、状況に応じて河川別や旧市町単位での発令も考えています。

水位計が設置されていない河川の対応や避難情報の発令はどうなるのか。

水位計については県に要望し、来年度にかけて神野瀬川や田総川などへ設置されることとなっています。また、一級河川は気象庁が発表する。

洪水警報の危険度分布に応じて、避難情報を発令します。

避難所の指定

危険区域にある避難所は指定を解除する方針について説明を行いました。

国道が通行止めになり避難所に行けなかった。具体的な避難方法などを考えた上で基準を定め、安心して避難できる場所に避難所をつくってもらいたい。

今回お示した方針で見直しを行った場合、多くの避難所の指定を解除することとなります。このため民間の事業所や福祉施設など、新たな施設を選定し、協定の締結と避難所の指定について協議を進めてまいります。

見直しにより身近な場所から避難所がなくなる。第1開設避難所までは距離があるため、基準を緩和して近くに避難所を設けることはできないのか。

避難所での被災は絶対に避けなければならぬため、土砂災害警戒区域内などに避難所を設けることは適当でないと考えています。避難所までの距離が遠方となる場合なども踏まえ、早めの避難行動を呼びかけることとしています。

避難所の見直しについては、暫定的といわれたが、いつから適用されるのか。

見直し基準については、今回の市政懇談会でのご意見のほか、今後、地域へ出向いて改めて協議し、最終的な方針や基準は、来年の防災会議で決定します。なお、本年度は暫定的な運用として、危険区域内の施設は避難所として使用しない予定です。

第1開設避難所の開設と運営

市が最初に開設する第1開設避難所の運営などについて説明を行いました。

自主防災組織を立ち上げているが、市から連絡もなく連携が取れていない。連携を深めることで避難所の運営も円滑にいくのではないかと。

自主防災組織は、その規模や形態がさまざまです。市との連携について、

いても整理できていません。今回作成した避難所運営マニュアルに基づき連携に努めたいと考えています。

避難所におけるメンタルヘルスへの対応とペット対策についてはどうなるのか。

メンタルヘルスについては、市の保健師が各避難所を回り相談対応を行うことを基本としています。また、ペットについては、今回作成した避難所運営マニュアルの中で、一定のルールを示しており、これに基づいて周知することとしています。

地域避難所はどのように開設するのか。また、毛布や食糧の支給はあるのか。

地域避難所の開設基準は設けていないため、管理者の判断により開設することとなります。なお、毛布・食糧などの備蓄品や資機材の整備については、自主防災組織に対する補助制度（購入の80%補助）を活用いただけますようお願いいたします。

その他

（要支援者への対応）

歩行困難な方が避難所へ移動する際、車椅子の対応が難しいとしてタクシー乗車を断られた。また、夜間遅い時間などにも対応してもらえない。何か良い方策はないか。

（福祉施設との協定）

避難所に来られた要介護者に福祉施設へ移動いただいた事例があった。地域の福祉施設を避難所として利用できるよう協定の締結をお願いします。

（河川の堆積土除去）

河川にある堆積土の撤去など、どこに相談すればいいのか。

市（建設課または各支所）に連絡していただき、一緒に現地を確認して対応していきたいと考えています。



令和元年度 市政懇談会